

## 13 住宅

### 1. 住まい探し相談

窓口 公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会

【対象】 民間賃貸住宅を探している障害者

【内容】 民間賃貸住宅を探している障害者に対して、月1回相談会を実施しています。(予約制)

【窓口】 公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 (電話 045-664-6896)

相談受付：月曜日～金曜日 (祝日は休み) 午前9時～午後5時

### 2. 住宅改修相談

窓口 (一社) 神奈川県建築士事務所協会横須賀支部

高齢の人や障害のある人が、より住みやすい環境をつくるために、(一社) 神奈川県建築士事務所協会横須賀支部の建築士が無料で相談に応じます。

【日時】 毎月第2第4水曜日 午前10時～正午、午後1時～午後3時 (予約制、1時間)

【場所】 横須賀市社会福祉協議会相談室 (総合福祉会館2階)

【窓口】 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会横須賀支部 (電話 823-0386)

予約受付：月曜日～金曜日 (祝日は休み) 午後1時～午後5時

身体状況等により来室できない場合は別途ご相談ください。

### 3. 住宅設備の改良費補助

窓口 障害福祉課

【対象】 ア 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人

イ 知能指数35以下の人

ウ 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人

ただし、天井走行式移動リフトは、下肢または体幹機能障害2級以上で児童を除く65歳未満の人、環境制御装置は、児童を除く四肢機能障害2級以上の人に限ります。

【内容】 障害者の生活環境整備を進めるため、その障害者に適した住宅設備の改良工事の費用を補助します。

○一般の住宅設備改良 限度額 400,000円

○天井走行式移動リフトの設置 限度額 1,000,000円

○環境制御装置の設置 限度額 600,000円

【手続】 身体障害者手帳または療育手帳、見積書、図面、写真 (工事開始前、日付入りのもの)、家主の承諾書 (借家にお住いの人のみ)、世帯全員の所得税の課税状況がわかるもの (転入の人のみ)、印鑑

【備考】 ①障害の内容により補助の対象になる工事が異なります。

②世帯の課税状況により補助率が異なります。

③新築、原状回復は、対象となりません。

④申請は必ず工事着工前に行い、補助決定後着工してください。

⑤一度補助を受けると5年間は申請することができません。

⑥介護保険による居宅介護住宅改修費または、日常生活用具の居宅生活動作補助用具の支給を受けることができる人は、介護保険または、日常生活用具の支給が優先となります。

#### 4. 市営住宅の当選率の優遇

窓口 (一社) かながわ土地建物保全協会

【対象】 申込本人または同居しようとする家族に次の人がいる世帯

ア 1級から4級までの身体障害者手帳を持っている人

イ A1、A2、B1、B2の判定を受けた知的障害者

ウ 1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳を持っている人

エ 精神に障害のある人で、1～2級の国民年金か、1～3級の厚生年金の障害年金証書を交付されている人

オ 障害者総合支援法に定める疾病の難病患者（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）で、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度であることが医師の診断書で証明できる人

【内容】 一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は市の広報などに掲載されます。

【窓口】 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横須賀サービスセンター

(電話 823-1973 FAX 825-3315)

【備考】 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。なお、ひとりで生活できる障害者は、単身でも入居申込ができます。

#### 5. 県営住宅の当選率の優遇

窓口 神奈川県住宅営繕事務所入居管理課

【対象】 申込本人または同居しようとする家族に次の人がいる世帯

ア 1級から4級までの身体障害者手帳を持っている人

イ A1、A2、B1の判定を受けた知的障害者

ウ 1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳を持っている人

エ 精神に障害のある人で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金または共済年金の証書を交付されている人、並びに知的障害のある人でこれと同等の証書を交付されている人

【内容】 一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は県の広報などに掲載されます。

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022>

【窓口】 神奈川県住宅営繕事務所入居管理課 (電話 045-311-8105 FAX 045-311-8107)

【備考】 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。なお、単身者向住宅には障害者の優遇はありません。

#### 6. 県営住宅家賃の減免

窓口 株式会社東急コミュニティ

【対象】 県営住宅へ入居しており、一定額以下の収入(非課税所得を含む)で、次の人がいる世帯

ア 1級、2級の身体障害者、A1、A2の知的障害者もしくは1級の精神障害者

イ 3級、4級の身体障害者、B1の知的障害者もしくは2級の精神障害者

【内容】 収入に応じて10%から60%の減額が適用されます。障害の程度ア、イによって収入の上限が変動になりますので詳細は窓口までお問い合わせください。

【窓口】 株式会社東急コミュニティ 横須賀サービスセンター

(電話 046-833-7361)

【備考】生活保護費（住宅扶助費）を受給している人、家賃を滞納している人は減免を受けることができません。また、家賃減免期間中に家賃を滞納すると、減免を取り消すことがあります。

## 7. UR賃貸住宅の入居者募集に係る優遇措置

窓口（独）都市再生機構

UR都市機構の賃貸住宅（UR賃貸住宅）に申し込む場合、以下のとおり優遇措置があります。

### (1) UR賃貸住宅の優遇措置

#### ○「近居割」をご利用される場合

障害者を含む世帯などの優遇対象世帯（他に子育て世帯や高齢者世帯が該当）と、この世帯を支援する世帯が、UR都市機構の指定する同一団地、近隣団地（おおむね半径2キロ圏内）などで「近居」する場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後5年間5%割り引く制度です。

#### ○新築のUR賃貸住宅（抽選）に申し込む場合

申込本人または同居する親族に、次のいずれかに該当する障害者が含まれる世帯の人は当選率が一般の人に比べおおむね20倍優遇されます。

ア 1～4級の身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳（愛の手帳）などの交付を受けている重度の障害のある人で常時介護を要する人、または児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医などから、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている人で、常時介護を要する人。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。

【窓口】独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

ホームページ ◎物件情報 <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

### (2) UR賃貸住宅のお申込み資格の特例

UR賃貸住宅にお申込みいただく際には、収入基準等の条件があります。

障害者世帯（他に高齢者・父子母子世帯・満18歳以上の学生）に限り、収入基準等の特例があります。お申込み資格についての詳しい説明は、下記UR営業センターへお問い合わせください。

### (3) 神奈川県内のUR営業センター

1. UR横浜営業センター（横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア2階）

電話 045-461-4177

営業時間 午前9時30分～午後6時（定休日：水曜・年末年始）

2. UR藤沢営業センター（藤沢市南藤沢22-1 神中第2ビル6階）

電話 0466-50-0061

営業時間 午前9時30分～午後6時（定休日：水曜・年末年始）

3. UR港北営業センター（横浜市都筑区茅ヶ崎中央6-1 サウスウッド3階）

電話 045-530-5033

営業時間 午前10時～午後6時（定休日：年末年始）

---

4. UR 港南台営業センター（横浜市港南区港南台 3-3-1 港南台 214 ビル 3 階）

電話 045-834-3351

営業時間 午前 9 時 30 分～午後 6 時（定休日：水曜・年末年始）